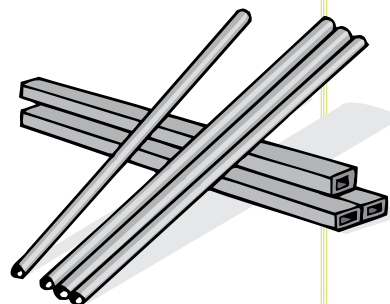


① 専門家との連携による株式等事業資産の集中を行った事例

仙台商工会議所

事例概要

今年63歳となる現経営者(A社長)は、自ら創業した土木建築資材卸売業(資本金1,200万円)において、そろそろ将来を見据えて事業承継対策を進める必要があると感じている。A社長には子供が6人いるが、既に後継者を長男(現在専務)と決めている。ただし、事業承継を進める上で、後継者である長男に「自社株式」と「事業用資産」を集中させる必要があると認識しているものの、具体的な準備等について不安があった。この不安を解消するため、事業承継支援センター(支援センター)が専門家と連携しながら課題の解決を進めた。



支援の経緯

相談者であるA社長が、支援センターの広報により、支援センターに「事業承継相談窓口」が開設されたことを知り、相談窓口を訪れたのが契機。

窓口相談にて、A社長は「65歳となる平成23年には長男に事業を承継したい」という承継時期について希望があった。

応援コーディネーター(Co)が、①家族関係(配偶者、子息の状況など)、②会社概況とA社長の個人資産状況を把握のうえ、今後検討すべきポイントをA社長に示した。また、専門的な知見の提供を得るべきと思われる事項を整理し、専門家の協力を得て準備を進めていくことを提案した。

【支援の経過】

- 後継者である長男への事業用資産の集中や専門家派遣の必要性について応援Coから説明。
- 自社株式・事業用資産の評価や退職金支払いに関して窓口専門家である税理士がアドバイス。また遺言書作成について窓口専門家である弁護士がアドバイス。
- 個別の課題解決について、個別契約での外部専門家(弁護士)への業務依頼を提言。
- A社長と個別契約を結んだ外部専門家(弁護士)による遺言書作成や具体的な相続方法の検討など事業承継の進捗具合をフォロー。(平成20年10月以降)

支援のポイント

- 事業承継支援の認知度向上のために実施した広報活動が功を奏し相談依頼につながった。
- 子供が後継者を含む6人と多人数であることから、経営権・事業用資産を集中する際の相続紛争のリスクを回避するために以下の支援を実施した。
 - ・ 初期段階から窓口専門家(弁護士・税理士)を交えて、相続・退職金支払を見据えた資金手当の必要性をアドバイス。
 - ・ 遺留分侵害等に配慮した遺言書の作成、経営承継法の民法特例についての説明を行い、A社長の意思を明確にするための遺言作成をアドバイス。
 - ・ 遺言作成、資産評価など個別専門相談事項について、外部専門家へ円滑に橋渡し。

仙台商工会議所 地域連携拠点・経営相談センター
事業承継支援センター

あなたの経営課題を解決します!

相談無料
※ご利用には事前に電話でご予約下さい。TEL.022-265-8181

仙台商工会議所に依頼窓口を開設し、各専門家(中小企業診断士、税理士、司法書士、弁護士)が協働に対応します。

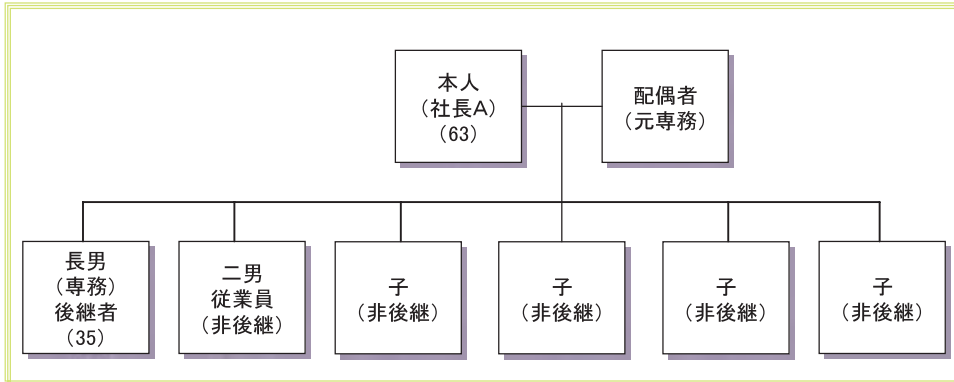
● 相続相談 / 中小企業診断士 ● 相続相談 / 税理士
● 相続相談 / 司法書士 ● 相続相談 / 中小企業診断士
● 相続相談 / 税理士 ● 相続相談 / 弁護士

経営課題に応じた専門家を派遣し、個別の課題に対して具体的にアドバイスします。

仙台商工会議所 〒980-0414 仙台市青葉区本町2-16-12 TEL.022-265-8181 FAX.022-214-6788
＜仙台市商工会連合会(連合会)の加盟団体として活動しています＞

<参考> 仙台商工会議所の雑誌広告

家族関係図



【自社株式の状況】

社 長75%

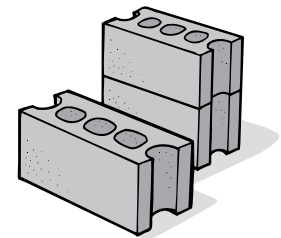
配偶者25%



参考となる支援のポイント

- 積極的な広報: 支援センターの認知度向上のための雑誌広告等の広報活動が功を奏し、相談開拓に繋がった。
- 早期の支援体制の構築: 相談内容を的確に把握するために、応援Coとともに早い時期から専門家(弁護士、税理士)を加えて対応したことにより、財務や法務など多面的な視点から検討を進めることができ、また、相談者に対して専門的なアドバイスを行うことができた。
- 外部専門家の活用: 支援センターでは課題抽出・課題整理までを中心に、それを超える範囲は外部専門家(弁護士)の個別契約(民一民契約)へ橋渡しをすることで、より高度な課題にも対応できるようにした。応援Coは、主に窓口専門家と連携しながら外部専門家への繋ぎ役を担った。

支援の成果・今後の見通し



当事例は、本相談による課題抽出・課題整理を踏まえて、現在、「民間企業と民間士業間」での個別契約に基づく外部専門家(弁護士)による課題解決(A社長の遺言書作成)が進んでいる。併せて、家族関係の状況を勘案した「事業承継計画」に基づき、承継が実施されていく予定である。

相続の方法については、一部を「A社長→配偶者→(配偶者の遺言)→長男」という財産承継の方向性を定めつつ、株式等の事業資産を長男に承継する流れを計画。具体的には、相続財産の一部を配偶者に経由することとした。これは、相続発生後にA社長の夫人が安心して生活を送れるようにというA社長の意向を汲んだものである。